

大明律例譯義

壹

庫 4
6038
14-2



門保
號 6038
卷 14-2

大明律例譯義卷之一目錄

名例律之一

五刑

十惡

八議

應議者犯罪ス

職官有犯ス

軍官有犯

文武官犯公罪ス

文武官犯私罪ス

應議者之父祖有犯

軍官軍人犯罪免徒流ス

月の上になんぞとす酒をこころのりし味を
なまかと身と不ぬるめく膳の残をせしめ
きこまると改をく京めくち作事方造りて
做工做工は作事の諸国少く擺站擺站は名次のせし
他馬人馬人は又ち管杖と定められ敷かと據て
たりと軍職軍職は掌の官者てと古れ通を
しつはよ三月とす酒と事あり又守衛
上直天好の直の德徳は平士旗旗は平士小旗小旗は十人軍人
ホれ銚銚はと果を贖ふと牢に入てせめし
よ一箇月の上とくにし事此とぬ者先世の
人成りぬぬのゆかり切束杖の方を扱ひ
てはゆす包し又罪を贖ふと十分の一と設所
のしはふ我を入さゆやに事外相際したる紙を

細事事はらむと三月の上と作候とれす
事の上とる者たりれ通をりてぬれを
一ふ院の思おもく大赦の如くしての礼人二
減ら付例の通と二等と減す人々律よか
定しめられ法れ通をせぬとたぬ事ぬ
單のよめいせんて管杖を人竊盗とす又古軍卒の内入竊盗の字と傳又
を軍職とすめ者百姓ふす包と者也と軍
職の罪を祀したる者色と一は軍卒の内
入と大卒の百功を立とら申すにすぬら
のたれ衛取一遣したく包と者者の類は律制の色
小行と少と用赦とせぬと
一ぬと物のふ紙はとすぬ罪小行と
ありそのためと一切法通と命の類ととと

云儀よりばとて、是め、正事、凡そ、是れ、時、估の
則例とて、其の、内、心、の、こゝ、たる、物、也、又、其の、せ、て、
あ、と、し、その、物、則、例、小、り、物、も、ち、り、く、新、發
の、故、さ、り、又、古、く、も、正、事、に、な、り、たる、義
に、く、則、例、の、せ、ら、る、正、儀、の、通、り、に、は、り、か、り、
事、あ、り、し、時、其、時、に、相、傷、を、以、て、正、儀、に、
め、く、は、り、し、す、に、す、し、

一 國、に、軍、衛、軍、兵、を、配、て、兵、亦、有、司、府、州、縣、
の、人、を、治、め、り、何、を、用、事、あり、く、若、し、人、や、又、
刑、の、物、を、持、て、來、り、又、其、罪、人、を、送、り、
者、小、遣、ひ、多、分、人、を、京、都、に、送、り、罪、を、犯、し、
者、答、杖、ホ、の、罪、を、分、か、る、法、を、用、て、過、代、
代、出、さ、せ、又、お、と、り、し、る、犯、者、は、正、に、答、杖、の、罪

小、形、に、は、漸、し、り、と、し、て、人、を、送、り、重、罪、
を、お、り、せ、は、地、の、者、の、お、り、物、を、高、に、
は、り、し、先、く、人、を、送、り、は、來、り、し、法、例、の、
に、お、り、し、

十惡

十の罪あり

- 一は謀反、君をたふし天下を治らん
- 二は逆、天子の廟所又、墓所又、内裏を
- 三は謀叛、外國をたふし、地國を味
- 四は惡逆、子孫を殺す者、我の親、祖、父、祖、母、
伯、叔、父、伯、叔、母、又、姑、父、姑、母、又、
舅、父、舅、母、又、
母、親、父、伯、叔、母、又、姑、父、姑、母、又、舅、父、舅、母、又、
伯、叔、父、伯、叔、母、又、姑、父、姑、母、又、舅、父、舅、母、又、
父、母、高、祖、父、母、也、此、の、ち、に、
曾、祖、父、母、也、
父、母、高、祖、父、母、也、此、の、ち、に、
曾、祖、父、母、也、

五は不道 一川家 死罪少くも其記者二人を殺し又人々

耳を刺し生肝を食ふ事又益毒の類の人を殺す
と云。一川家 三人を殺し又一人を殺す
入らぬ者ありと人一人を殺す
入らぬ者ありと人一人を殺す

六は 大不敬 天地宗廟の祭の押印を盗む

天子の押印を盗む事
天子の押印を盗む事
天子の押印を盗む事
天子の押印を盗む事

七は 不孝 祖父母を殺す

祖父母を殺す事
祖父母を殺す事
祖父母を殺す事
祖父母を殺す事

八は 不睦 父の再従兄弟を殺す

父の再従兄弟を殺す事
父の再従兄弟を殺す事
父の再従兄弟を殺す事
父の再従兄弟を殺す事

九は 不義 支配下の民を殺す

支配下の民を殺す事
支配下の民を殺す事
支配下の民を殺す事
支配下の民を殺す事

十は 内乱 五月の辰忌に父を殺す

五月の辰忌に父を殺す事
五月の辰忌に父を殺す事
五月の辰忌に父を殺す事
五月の辰忌に父を殺す事

八議 刑罰に非ざる者

刑罰に非ざる者
刑罰に非ざる者
刑罰に非ざる者
刑罰に非ざる者

白くはく書きく、後深にすく、又ハ斬深り変
く、さきく、世方く、決定せられたく、く、此を
法也、世もく、十忍を犯く、各別の事也、
上の通也、く、不及也、親王家の上の通也、
詳也、

條例

一 弘治三年二月二十七日、諸汝州、く、
孝宗皇帝の信公、く、勅意小は、今度、
親王家、奇滯、同五代、右三人の者、
形と出く、く、此も、く、祖皇帝、
作かすと成ちく、此、
者の、く、
く、向后將軍、
親王家の儀賓、
親王將軍の輩、
古底の

事、
一國、
奏聞、
一度、
多、
子、
四人、
孫、
迄、
毒、
く、
月、

しるべき事、想して不審ありしは、
なほその身の以済し、少くは、
志を過代し、宗とはし、
答ふに、
僧家の官、宗に、
官あり、
官あり、
友あり、
僧會司、

軍官有犯

武士の勤切あり、
凡軍官派、
これ派の、
京都、
奏す、

勅許あり、
天中要害の、

一衛、
所、
一衛、
衛中、

若六部、
礼部、
兵部、
刑部、
工部、
吏部、
戸部、
察院、

按察司、
分司、
又布政使、

知府、
知縣、
等、

公事に付、
軍官、
軍官の、
人、
書、
人、

乃死罪をたしむる者ありし人となれども
いひきし其の老成拘へ繋ぎしはく好小きうしと
奏聞しし味を逐る若軍官別位の罪を
いふは拘へたを其の及に其の仰ふ所を味し
後よりいふ言やにも出さず若又軍官
其人亦方罪ありしと波義とて其の咄
軍卒にさしたる又軍中へを立切せし
陣官の罪ありし者官成に平士より軍中
功ありし世の教をくかす立切し其
日影と未相解内ふ又此の答を犯せば
右寄て罪成り明し奏聞する事ならず也
軍官年老致仕したる波義の致仕は又
此の者れ又合致し死したる時其の
母妻と父の事ありし海をありしと
初らし勅成をく徹を退たりと人
者同く其の教をく馬疾の者
そ分て奏すし罪を成り明す
一若軍官外より継祖母継母ありし
らとゆい文方の九月胎をく
親成り擲し又六月の胎をく
分の親教を擲し又母方祖又母又
父母打擲の上疵けり
少味をく念誦し通をぬりて
時小罪成り

母妻と父の事ありし海をありしと
初らし勅成をく徹を退たりと人
者同く其の教をく馬疾の者
そ分て奏すし罪を成り明す
一若軍官外より継祖母継母ありし
らとゆい文方の九月胎をく
親成り擲し又六月の胎をく
分の親教を擲し又母方祖又母又
父母打擲の上疵けり
少味をく念誦し通をぬりて
時小罪成り

其者の只今ありまじく勉不職事とやせしむ。流官をれは、
流官ハ仕重に於て民を治りて治るを云。京中とては六部都察院及び
外中少布政司按察司各府各州各縣等の官位なり。其
小没の難職なり。難職ハ民を治りて治るを云。大常
寺光祿寺太僕寺又ハ典てその官位なり。其の
没所へきしむ。勉めりて治るを云。杖一百の罪と犯せしむ
ら。没長とてありまじく。何れとせしむるを云。

若軍官私罪を犯しむるは杖六十の罪と犯せしむ。其罪
を杖曲とてありまじく。若杖六十とて九十とての罪と犯せしむ。
今まじく勉不没とやうしむ。此の者と兵部一遣一お役
の外ハ没所へきしむ。文官の六十とて九十とて一尋
と降し七十とては二尋没降し八十とて九十とて
四尋没降し。没し仕む若杖百れ罪を犯しして文

友のいしむ。没長とては杖六十の罪と犯しして其の
官も少し也。總旗小すおれ也。總旗ハ千人とて流官
流罪とす人さ者ハ没罪ハ二千里流罪とす千里二子
女百里之子里とて一尋中ハ遠近かたり。其を没罪
流罪とす小其を没罪の衛所へ遣し。軍卒に充て
直し没罪流罪とす杖六十とて一尋。先の没所と
す。勉めの功なり。其の功没中ハ一尋とて一尋
とす。官とて仕し没後とて勉めりて治るを云。若未入
流品ハ官位階ハ九品とて未入流品とて九品の外ハ吏典
等ハ没後ハ軍私罪を犯して答四十にす人さ者らと
定めぬ。教ハ通を遣し。杖六十とて一尋。其の没後
小志たし。至て官ハ職とて一尋。其の没後ハ一尋
たし。答六十にす人さ者らとて一尋。其の没後ハ一尋

内に入者人々親親の由書きく右の通る人
以て法彼人となりて罪を謀す人さし奉りし
しつ法彼人となりて罪を謀す人さし奉りし
若し罪ふりし人さし奉りし

若し親天子の同胞の國戚親王の妃及び天子の内
又中代取法ありし時随從して切のありし切長系の外祖
父母伯叔父母姑兄弟姉妹女婿兄弟子孫も
若し四位女位の官ありハ儀は入るもとと人
の父母及び妻又と勅督を以て由り子孫も罪と
犯しし時よりハ儀は入るもとと人
儀の由りに罪を百毫も許さず
後ハ奉りし人さし奉りし

及通る人々親親の由書きく右の通る人
以て罪ふりし人さし奉りし
盗賊も人さし奉りし
法に枉りし人さし奉りし
恩に枉りし人さし奉りし

上小入る皇親國戚又と切長は類と
房族兄弟伯叔母の兄弟母姨夫姑妻兄弟
兩姨夫外甥妻の侄類も外奴僕人管莊
下奴僕 佃甲 入る者も
若し良百姓とせし人さし奉りし
刑罰も法に由りし人さし奉りし

新入りくさく奉申す。首代何ふら不及也申す。

條例

一 前方ち八議の内に入らぬ人ありともありとも
官位を削らざる者の子孫は平人と同し罪ありは
此條の人と同し味しぬ淋と申す。

一 親王は舅姑又ハ儀賓親王の孫女はむじり累あり
は奉聞して内意候人勅評の後罪を同せしむ
儀賓軍卒にすく罪を犯す時世の奥方存生
なすはだ官位代別す。平人とれし罪は極重に
随く贖料と刑せす。平人としてわし軍とて
事ハせはふらる。其の奥方逝きし後
法の趣りに行入る。奉申す。首代何
ふら。

一 文職其ノ又ハ伯叔又姑後兄才堂堂は侄兄弟姪
たしとの教乃内者者の女と親王の奥方とれし
内親王の孫女を婿す。ふたし者ありは
其人ち在京の文官ゆらせふらぬ。又親王
の夫人と行を又子孫の婿とせしむ。味を
たしは。伯祖又堂伯父再後兄弟の教乃
或ハ夫人親王の孫女の子と鎮國將軍に以下の親親
つとむ。親王の孫女と。東の婿と行ありとも
一家又親王は。親王の奥方に
ふら人ら既し死去し内親王の孫女と
の孫女と。東ハ玄孫女と。死す。死す。死す。
たふけふら。京都の役人茶に主人の茶茶する所の
役人としひ違。たふその通を。何たり。

よ物をたつ河ふら、京官ありし任も亦他若し河の役人
い川をくくあるの志を死しつゝい碑をたつとてか
川を降り事いしこがくく法合く、其事をす海を
事とせば其中人、衆を石宛りく、色とる衛州よ
遣しく、軍卒よなす、法合より法役人よは夷狄の
地の中国の人を法の双をよとらひてく、民をよし
若軍官の支配りし者よとく、色とれ衛州(後)
よ軍に充ふるし、

一 元親王府よ附属の總旗、小旗、軍人、舍隊、匠人、
工、人、大、工、の類、 校尉、付、道、を、し、り、 等の人、若答、衆杖、派、よ、り、く、こ
犯、は、あ、る、れ、志、を、遣、代、よ、鈔、費、紙、出、せ、く、衆、杖、紙、を、
と、く、從、派、り、く、主、記、答、を、犯、し、く、志、も、遣、代、の、鈔、
派、り、く、派、事、り、く、さ、る、ら、京、は、く、く、工、部、へ、せ、く、做

ユギ做工、普、請、作、事、の事、に、く、く、同、く、り、め、り、事、ら、れ、親、王、よ
り、の、將、軍、中、尉、又、は、儀、賓、の、部、遣、り、て、儀、從、に
の、役、り、役、り、て、け、り、る、也、

一 親王府よ附ふ人、若衆を犯し、は、巡、按、巡
撫、并、都、察、院、布、政、使、按、察、使、の、之、司、ら、並、に、その
者、依、石、兵、罪、氏、同、く、不、善、を、く、衛、所、武、官、の、 府、州、縣
治、所、の、役、人、右、の人、ら、ち、く、武、官、の、 長、史、司、家、老、 又、ハ、教、授、
親、王、を、教、育、す、
一、く、は、く、法、役、人、よ、事、集、り、く、武、官、の、 長、史、司、家、老、 又、ハ、教、授、
主、部、の、役、人、不、及、武、官、の、 長、史、司、家、老、 又、ハ、教、授、
人、の、妻、女、ら、く、武、官、の、 盜、武、官、の、 詐、偽、武、官、の、 搶、奪、武、官、の、
國、毆、武、官、の、 喧、嘩、武、官、の、 人、命、武、官、の、 教、武、官、の、 等、の、急、た、り、事、に、く、武、官、の、 早、逃、捕、り

方の惣一々威勢の法に人よすくもく人の家よ
やを入くも月の人をたたりてはくらの勢が
ア〜た〜人の財寶成た〜の
ふく〜の又人の田比とひい〜
小〜の事状〜の罪を
其犯の死罪に並に死罪よ〜
そ介の罪の〜軍卒に充
ふたり〜家右座の老成〜
よ指並〜の節〜
味と遂〜

軍官軍人犯罪免徒流

軍官軍人の常上故卿と離れ甲曹と〜
露よ〜
か〜

凡軍官軍人後すく流〜
杖百搥〜後罪〜
〜軍卒〜流罪を犯せば流り遠近の道
二百里〜
〜の衛所〜
〜の衛所〜

刺字の字れ大さ一寸を濶さ一寸を竊盗するは
初めの右の脅よ竊盗は二字次なり二度めは龍上刺し
交めは死罪小
初めは死罪小

若軍官軍人の末子又軍人の物書〜
汝汝勉む者又と校尉の教を〜
常に軍人とされ〜
刺字切とせよ心也

しうらうい答杖の罪と並に定めぬを罪より
て是又若くの國を象と書りし

一 色七夷狄の境めまゝに海を川用公のくわし海を
おる衛所の總旗小旗軍人又ハ舍所座の人支配す
物やあつむい海に我らにかせざる物候は堂じり又介
しうら代のお代あつむい想してこめをみずりう又ハ
おらふれく人の物候はつむいおらうして罪より
此の罪後飛くを見書所の数人の不足たりおくや
く遠見代させしうら日敷さるる罪よりおくは
この總兵官敵を陷く事よりおくは留まりはら
所より月付役又ハ國巡り目付たりしを後とし
連し右を過すふみひくは後ハ總兵官を罪候

しうらうい答杖の罪と並に定めぬを罪より
て是又若くの國を象と書りし

一 軍官罪候犯しうら色七よたわくは年の月功候
立候れし刑の事とは出さるる罪と一罪と刑
分事たりしなる事は毎年十石はかきし一若菜
たりしおられし麦たりしの穀雜穀十石は米十石の
かきしにおらせは年に十石はかきしを罪とゆふん
志ししととも月原の改所しうら改しておき
て八年より常におきし切取技巧方代改しり
一 罪ありし軍率にりしは世もつきの衛所と
おらうと軍官軍人の末子あり其犯り死罪と

右川より上の際より通るの罪状犯し後罪より
守る者ありぬしがし柳沢はせとてにさあや
にしを捕はりしに先きの衛不ありし者
後九軍率れ仲間入せしはしとて
事重しはしとて重くせしめの日敷とて
軍人の仲間入とて後罪はしとて
ありし後罪より重く罪状犯せしはしとて
しに今とてはしとて通るにしはしとて
効ありとてしとて



大明律例譯義卷之一終

大明律例 雜考卷之十一

Faint vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.



